

サーベイランスについて

- I 感染症の発生動向調査(サーベイランス)について
 - 1. 患者発生サーベイランス
 - 2. 病原体サーベイランス
 - 3. サーベイランス情報の公表

(参考) 新型インフルエンザに係るサーベイランスについて

- II 感染症流行予測調査事業について

I 感染症の発生動向調査(サーベイランス)について

感染症法(第12条及び第14条)に基づき、診断医療機関から保健所へ届出のあった情報について、保健所から都道府県庁、厚生労働省を結ぶオンラインシステムを活用して収集し、専門家による解析を行い、国民、医療関係者へ還元(提供・公開)することで、感染症に対する有効かつ的確な予防対策を図り、多様な感染症の発生・拡大を防止するもの。

1. 患者発生サーベイランス

(1) 法第12条に基づく医師の届出(全数) 76疾患

- 周囲への感染拡大防止を図ることが必要な場合
- 発生数が希少な感染症のため、定点方式での正確な傾向把握が不可能な場合

(2) 法第14条に基づく指定届出機関(※)の管理者の届出(定点) 25疾患

- 発生動向の把握が必要なもののうち、患者数が多数で全数を把握する必要がない場合

※発生の状況の届出を担当させる病院及び診療所を都道府県が指定

全数届出疾患

感染症法第12条及び14条に基づく届出事項等

類型	患者	疑似症	無症状病原体保有者	届出時期	届出先	届出事項
一類感染症	○	○ (法第8条第1項)	○ (法第8条第3項)	直ちに	最寄りの保健所 を經由して都道府 県、政令市、特別 区へ	氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項で、個人が特定される情報
二類感染症	○	○ (法第8条第1項) (政令で規定)	○			
三類感染症	○	—	○			
四類感染症	○	—	○			
新型インフルエンザ等感染症	○	○ (法第8条第2項) (正当な理由のあるもの)	○	7日以内		年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項で、個人が特定されない情報
五類感染症	○ (省令で規定)	—	○ (省令で規定)			

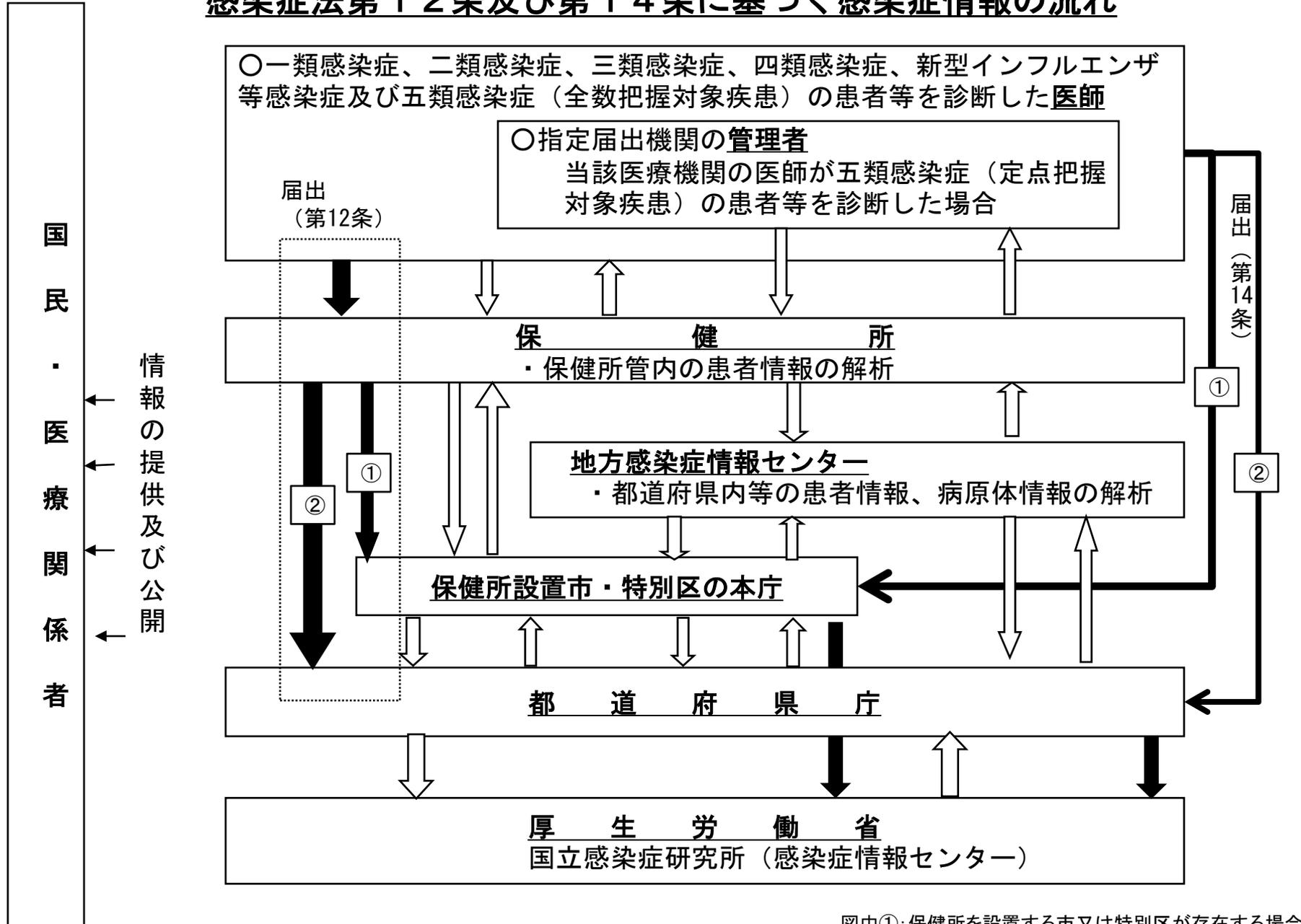
※新感染症については、かかっていると疑われる者については直ちに届けでなければならない(該当疾病はなし)

定点届出疾患

類型	患者	疑似症	無症状病原体保有者	死亡した者(死体検案)	届出時期(規則第7条)	届出先	届出事項
二類感染症	—	○ (省令で規定)	—	—	直ちに	当該指定医療機関の所在地を管轄する都道府県、政令市、特別区へ	年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項
三類感染症	—	○ (省令で規定)	—	—	直ちに		
四類感染症	—	○ (省令で規定)	—	—	直ちに		
五類感染症	○ (省令で規定)	○※1 (省令で規定)	○ (省令で規定)	○ (省令で規定)	※1:直ちに その他は、診断、検案した日の属する週の翌週の月曜日(※2)		

※2:ただし、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症については、診断した日の属する月の翌月の初日に届出

感染症法第12条及び第14条に基づく感染症情報の流れ



図中①: 保健所を設置する市又は特別区が存在する場合
図中②: 都道府県が直接保健所を設置している場合

(参考1) “予防接種法第2条に定める疾病”の感染症法での位置づけ

予防接種法	感染症法		
疾病名	感染症類型	性格	主な対応・措置
(痘そう) ※発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要がある疾病	一類感染症	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・原則入院 ・消毒等の対物措置
ジフテリア 急性灰白髄炎 結核	二類感染症	感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が高い感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて入院 ・消毒等の対物措置
日本脳炎	四類感染症	人から人への感染はほとんどないが、動物、飲食物等の物件を介して感染するため、動物や物件の消毒、廃棄などの措置が必要となる感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の措置を含む消毒等の対物措置
百日せき 麻しん 風しん 破傷風 インフルエンザ	五類感染症	感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生状況の収集、分析とその結果の公開、提供

(参考2) WHOが推奨する“予防接種の対象疾患等”の感染症法上の位置づけ

WHO推奨疾病(ワクチン)	感染症類型	感染症法上の届出事項			
		全数	定点	直ちに	7日以内に
全ての地域に向けて勧告					
BCG (結核)	二類	○		○	
DPT (ジフテリア、破傷風、百日咳)	ジフテリア：二類	○		○	
	破傷風：五類	○			○
	百日咳：五類		○		○
Hib (インフルエンザ菌b型)	五類(細菌性髄膜炎として)		○		○
B型肝炎	五類		○		○
HPV (ヒトパピローマウイルス)	五類		○		○
肺炎球菌	五類		○		○
ポリオ	二類	○		○	
麻しん	五類	○			○
限定された地域に向けて勧告					
日本脳炎	四類	○		○	
黄熱	四類	○		○	
ロタ(ロタウイルス)	五類		○		○
感染の危険性の高い集団に向けて勧告					
チフス	三類	○		○	
コレラ	三類	○		○	
髄膜炎(髄膜炎菌性)	五類(髄膜炎菌性髄膜炎として)		○		○
A型肝炎	四類	○		○	
狂犬病	四類	○		○	
国ごとの予防接種計画に基づいて実施するよう勧告					
おたふくかぜ	五類		○		○
風しん	五類	○			○
インフルエンザ	五類		○		○

2. 病原体サーベイランスについて

患者発生サーベイランスで報告された患者に由来する検体から病原体を分離・同定し、病原体の動向を監視するもの。感染症発生動向調査事業(予算事業)として実施。

○全数把握の疾病

- ・医師から患者発生届出を受けた保健所は、必要に応じて、病原体検査のための検体及び病原体情報について地方衛生研究所への提供依頼を行う。
- ・診断した医師は、協力可能な範囲において地方衛生研究所に検体を送付する。

○定点把握の疾病

- ・都道府県は、病原体の分離等の検査情報を収集するため、患者定点として選定された医療機関の中から病原体定点を選定する。
- ・選定された医療機関は、検体を採取し地方衛生研究所に送付する。

※地方衛生研究所は、患者が一類感染症と診断されている場合、都道府県域を超えて集団発生があった場合等は、検体を国立感染症研究所に送付する

(参考) 新型インフルエンザに係るサーベイランスについて

感染拡大の 早期探知	流行初期の患者の全数届出報告 (※) (法)
	集団発生サーベイランス (※) (通) (医療機関、社会福祉施設等を対象)
	学校サーベイランス (通) (保育所、幼稚園、小・中・高等学校の学校休業等の調査)
重症化及び ウイルス性状 変化の監視	入院、重症及び死亡者サーベイランス (※) (各医療機関から報告) (通)
	ウイルスサーベイランス (500定点医療機関から提供の患者検体を対象) (通)
発生動向の 把握	患者発生サーベイランス (5000定点医療機関からの患者発生報告) (法)
	インフルエンザ関連死亡者 (超過死亡) の迅速把握 (流行期に19大都市で) (通)

(※) 今次新型インフルエンザ対応で新たに導入したサーベイランス

(法) 法律に基づくもの

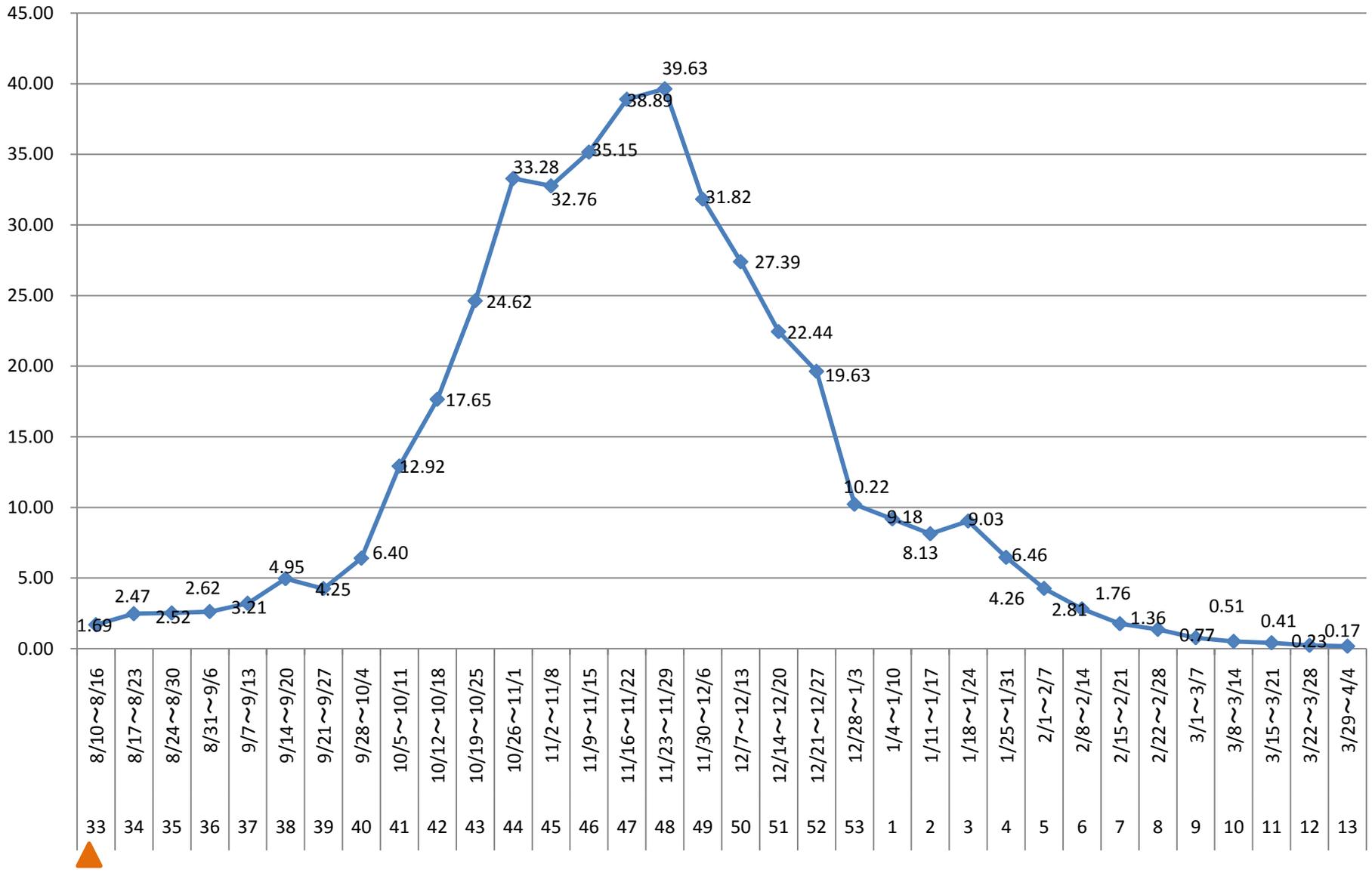
(通) 通知に基づくもの

(感染症発生動向調査事業の例)

インフルエンザ様疾患サーベイランス

定点あたり報告数

平成21～22年 週別発生状況



▲ 流行入り

資料: 感染症発生動向調査(全国およそ5000の定点医療機関(小児科およそ3000、内科およそ2000)からの報告)

II 感染症流行予測調査事業について

集団免疫の現状及び病原体の検索等の調査を行い、各種疫学資料と併せて検討し、予防接種事業の効果的な運用を図り、さらに長期的視野に立ち総合的に疾病の流行を予測するもの。

○ 感受性調査

流行期前の一時点における対象疾患の抗体の保有状況について、年齢、地域等の別に把握する。

【対象疾病】ポリオ、インフルエンザ、日本脳炎、風疹、麻疹、百日咳、ジフテリア、破傷風

○ 感染源調査

1 定点調査：病原体の潜伏状況及び潜在流行を知る

2 患者調査：患者について、診断の確認を行うために病原学的及び免疫血清学的検査を行って、病原体の種類と感染源の存在を知る

【対象疾病】ポリオ、インフルエンザ、日本脳炎

○ その他の疫学調査

過去の患者、死者発生統計資料により、地域、年齢、季節等の疫学的現象を知り、流行事例についての疫学的分析を行う。(全疾病)

<調査の流れ>

厚生労働省及び国立感染症研究所が都道府県に被験者の選定及び検体の採取等を依頼し、地方衛生研究所が検査を行う。検査結果は国立感染症研究所に報告され、血清の保管・検査、検査結果の解析が行われる。

<結果の公表について>

国立感染症研究所が地域、年齢、予防接種歴などさまざまな角度から解析を行い、毎年報告書を発行。また、インフルエンザや日本脳炎については国立感染症研究所感染症情報センターのホームページで速報を公開。